

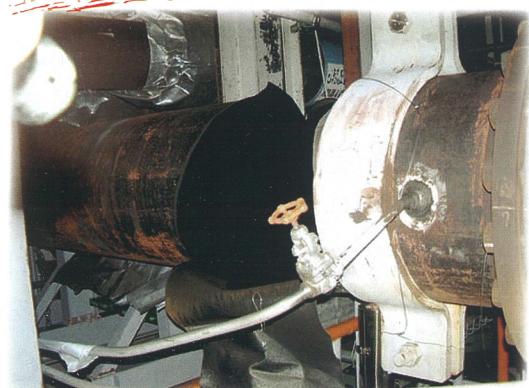
大地震が発生したら、ますます危険に！

老朽原発でこんな事故が・・・

「絶対起こらない」と言っていた
“ギロチン”破断事故！（表面の左下に図）

1991年2月9日、美浜2号機で、蒸気発生器の細管の1本が一瞬でギロチン破断し、放射能を含んだ一次冷却水55トンが漏れ、スリーマイル原発事故（1979年米国）と同様の大事故が起きる寸前でした。

復水管（2次系配管）が破裂…28年間
一度も点検せず！



事故のあった美浜原発3号機二次系配管、破裂して蒸気が噴き出した部分（経済産業省HPより）

加圧水型原発の“アキレス腱”といわれる
蒸気発生器で損傷が多発している

高浜4号機では昨年11月、3台ある蒸気発生器の伝熱管5本の外側が削れ、その内3本は管厚が約60%も減少する摩耗減肉（原因=異物混入の可能性）が発生しました。

また今年2月高浜3号機で、「混入した異物」による同伝熱管の減肉・損傷が見つかりました。ところが、「混入した異物」による損傷は、規制委員会の再稼働のための適合性審査では想定されていませんでした。

活断層の巣に原発！？

地震動の大きさを過小評価してきた
「耐震設計審査指針」

諸外国は活断層を避けて原発を建設していますが、日本では原発の多くが危険な活断層の真上か直近に建っています。それは、活断層が多く避けれられないからです。

国は、鳥取県西部地震（2000年）が耐震設計審査指針の想定以上だったため、2006年9月に審査指針を大幅に改定しました。

ところが、その時も、専門家の警告を無視して、活断層を正しく評価せず、過小評価してきました。

今おきている巨大地震は、審査指針の根本的な検討を求めていきます。



大飯原発3,4号機の“設置許可変更”を取り消し 大阪地裁…地震動評価に「過誤、欠落」

12月4日、大阪地裁が、関西電力大飯原発3、4号機にたいする規制委員会の設置変更許可を取り消す判決をだしました。

原発を襲う最大の地震の揺れの大きさ（基準地震動）について、平均値を採用しているため過小評価の可能性がありながら、新規制基準に適合という規制委員会の判断に不合理な点があるとしています。

規制委が認めた大飯原発の基準地震動は、856ガル（加速度の単位）ですが、住民側は、ばらつきを考慮すれば1,150ガルになると言っています。

